



## 地域のために、地域とともに

承認にあたり、地域医療機関をはじめ、関係機関の皆様からのご支援、ご指導に厚くお礼申し上げます。

今後も、地域の医療機関の皆さんとの緊密な関係のもとで地域医療を支える急性期病院としての責務を果たすべく尽力してまいります。

### この度、市立ひらかた病院は“地域医療支援病院”の承認を受けました

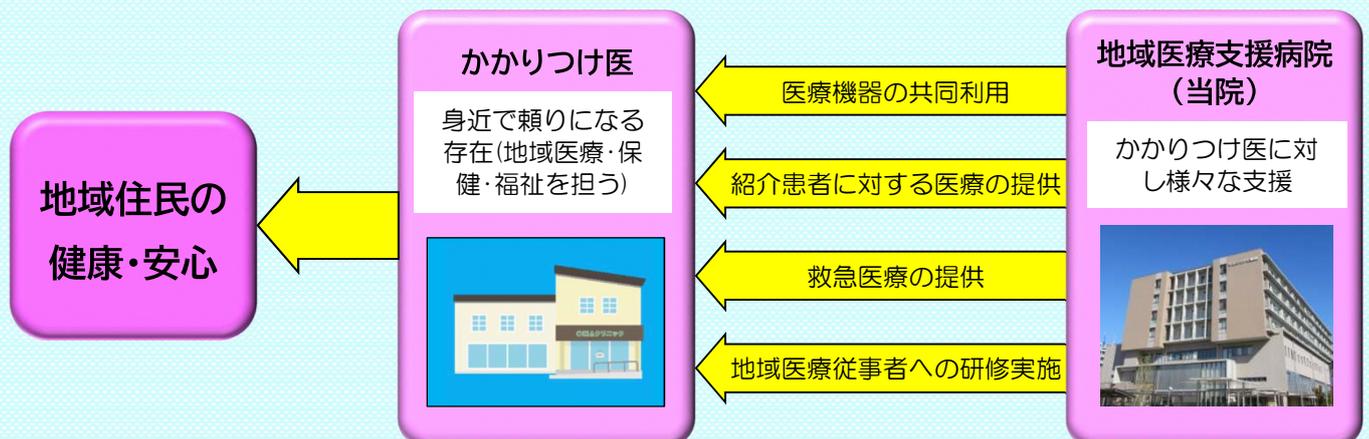
当院は、令和3年3月10日付けで、大阪府知事から医療法第4条第1項の規定に基づく地域医療支援病院の承認を受けました。

#### 地域医療支援病院

地域医療支援病院制度は、平成9年の医療法改定の際に、医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという考えのもと、地域で必要とされる様々な取り組みを通じて、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」を支援するために必要な機能を有する医療機関に対し、都道府県が「地域医療支援病院」として承認するものです。

#### 地域医療支援病院の承認要件

1. 紹介患者中心の医療を行っていること
2. 病床数が200床以上であること
3. 施設、機器等を共同利用できる体制を確保していること
4. 地域の医療従事者に対する研修を実施していること
5. 24時間の救急医療を提供していること
6. 必要な施設・設備（研究室や図書室）を有していること



## 地域完結型医療の推進

地域医療支援病院の制度は、また身近で日常生活に密着した診療を行う地域の診療所と、より専門的な診療が必要とされた患者さんの診療を重点的に行う当院の役割分担を明確化するされることで、地域住民の皆さんがそれぞれで一層充実した医療を受けられる環境整備が図る「地域完結型医療」に資するものと考えています。



## 『非紹介患者初診料加算金』の改定について

『非紹介患者初診料加算金』は、地域医療における役割分担を推進するため設けられた制度で、紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診した初診患者さんは初診料以外に支払いが必要となるもので、地域医療支援病院（200床以上）では、その金額が国により定められています。

そのため、当院の『非紹介患者初診料加算金』を右記のとおり変更いたします。

この加算金は、紹介状をお持ちの方はもちろん救急患者や特定の公費医療を受ける患者は支払う必要がありません。

**小児（「子ども医療」をお持ちの方等）についても同様の取り扱いとなりますのでご注意ください**

### 初診時

区分	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から
医科	3,300円(税込)	<b>5,500円(税込)</b>
歯科	3,300円(税込)	<b>3,300円(税込)</b>

### 再診時

※ 他の医療機関に紹介したが、引き続き当院での受診を希望し紹介状を持たずに来られた場合

区分	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から
医科	-	<b>2,750円(税込)</b>
歯科	-	<b>1,650円(税込)</b>

当院では、現在、地域住民の皆さんにより充実した医療を受けていただく環境整備を図るため、かかりつけ医を持っていただくことの重要性を広報誌やH.P.等で広く市民の皆さんに知っていただく取り組みを推進しています。



共同利用として入院中に地域の医師・若しくは歯科医師が診察を行う開放型病床を5床用意しています。地域医療支援病院の指定を受けましたので当院に登録医として登録していただきご利用下さい。ご利用の際は地域連携室にご連絡ください。